



# 政府からのお知らせ

No.24

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

## 医療

### 被保険者証・患者票等がなくても、 公費負担医療・介護サービスを受けられます

被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していること等により、公費負担医療や介護サービスを受けるために必要な手続きをとることができない場合において、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について被保険者証や患者票等がなくても受診したり介護サービスを受けたりできるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。

## 公費負担医療

受診時医療機関等に伝える事項

- ①各制度の対象者であることを申し出 ②氏名 ③生年月日 ④住所等

#### ●対象制度

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律 (4) 特定疾患治療研究事業 (5) 肝炎治療特別促進事業 (6) 児童福祉法 (7) 母子保健法 (8) 生活保護法 (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (10) 戦傷病者特別援護法 (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## 介護サービス

サービス利用時に伝える事項

- ①氏名 ②生年月日 ③住所等 ④自己負担割合（1割または2割）

#### ●要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）について

- 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請できない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし、引き続きサービスを受けられます。
- 要介護認定の申請後、今回の地震の影響でまだ認定を受けられていない場合も、暫定ケアプランを用いてサービスを受けられます。
- 今回の地震の影響で、被保険者証が提示できない場合においても、要介護認定の更新等の申請ができます。また、市町村の判断により要介護認定申請前にも、介護サービスを利用できる場合があります。

#### ●介護サービス事業所等での自己負担の猶予（平成28年7月末まで）

- 介護サービス事業所で、下記のいずれかに該当する旨お伝えください。
- 住家の全半壊、全半焼または、これに準ずる被災
  - 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったり行方不明である
  - 主たる生計維持者が業務を休止・廃止したり、失職して現在収入がない

対象者：

熊本県全域の市町村の介護保険に加入している方  
※熊本県全域の市町村の介護保険に加入している方は、猶予された自己負担が免除されます。



#### ①首相官邸ホームページ

「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto\\_hisai.html](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html)



#### ②ツイッター

「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

[@kantei\\_hisai](https://twitter.com/kantei_hisai)